

家族のケアをこどもがしている ヤングケアラーを ご存じですか？

日常的に家事や介護、家族のお世話をしているこどもたちがいることをご存じですか？「お手伝い」の域を超えた役割と責任を背負っているこどもたちのことです。家族のために頑張ることは素敵な事です、

①年齢や成長段階に見合わない負担・責任を負う。
②日常生活に支障(部活や宿題ができない。友達と遊ぶ時間が無い)があるほど長時間にわたる。

など、こどもに必要な経験や生活が奪われてしまうと、孤独や孤立に苦しんだり、教育の機会を逃したり、心身の健康を害したりしてしまうのです。

みなさんの身近なところにヤングケアラーがいるかもしれません。



ヤングケアラーは一見ふつうのこどもたち。 だからこそ、まわりが気づき、声をかけ、手を差し伸べることが大切です

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家族のお世話などをしているこどもたちへ

家事などの経験があなたの力になっていくこともあります。が、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、注意が必要です。あなたの信頼できる人に相談してみましょう。(例えば、担任や部活・保健の先生、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員、児童委員、習い事の先生 など)

こどものための電話相談があります
「24時間子供SOSダイヤル」
通話無料
なやみおう
0120-0-78310
(文部科学省)

児童虐待による死亡事例は全国で年間70件を超えています。単純計算すると5日間に一人のこどもが命を落としていることとなります。

「あれって虐待かな...」「しつけにしては厳しすぎるよな...」「勘違いかもしれないし...」「あの子大丈夫かな...」「あんな言い方なくてもいいのにな...」見ている周りからするとちょっと違和感のある関わり方をしていたり、虐待の現場を見ていなくても、何日もこどもが同じ服装だったり...「もしかして...」のその気持ちを行動に移すことが、こどもだけでなく家庭を救う第1歩となります。

「児童虐待の定義」(「虐待」とは身体的な暴力ではありません)

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩くなどの暴力をふるう
- 激しく揺さぶる
- 戸外に長時間締め出す など

心理的虐待

- 無視する
- 言葉でおどす、罵声をあびせる
- 他のきょうだいと極端に差別して扱う
- こどもの前で夫婦喧嘩をする など

ネグレクト

- 食事を与えない
- 重い病気を放置する
- 著しく不潔な状態におく
- 自動車の中に放置する など

性的虐待

- 性的行為を強要する
- ポルノの被写体にする
- 性器や性的行為を見せる、触らせる など

児童虐待は社会全体で関わり解決していく問題です こどもを虐待から守るのに理由はいりません。まずは連絡を

あなたの1本の電話で救われる命があります

児童相談所 虐待対応ダイヤル
いちはやく
24時間 365日
189
近くの児童相談所につながります

匿名可能 通話無料 秘密厳守

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談

LINE 親子のための相談LINE

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください
【相談例】

- ひどいことをしてしまいそうで怖い
- きょうだいと比較されるのがつらい
- 強い言葉で言われると怖いし落ち込む

相談専用ダイヤル
通話無料 秘密厳守
いちはやく おなやみを
0120-189-783

匿名可能 秘密厳守

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です

地域のみんなで、こどもを守ろう
「もしかして...?」と思ったら迷わず連絡を!

児童虐待防止法により、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、町や児童相談所などに通告・相談することが義務付けられています。

子育てや親子関係の不安や悩み、イライラにいっしょに向き合います



竜王町保健センター

☎ **58-1006**

「虐待がいけないことは分かっている」「いじめに強くあたってしまっ」「ポイントももっと優しくした方がいい」でも、ついカッとなって…そんなことはこの家庭にでも起こり得ることです。子育てだけの問題ではなく、仕事の疲れやストレス、家族関係の中でのストレス、または経済的な不安など、さまざまな要因からイライラが重なり虐待につながることは少なくありません。

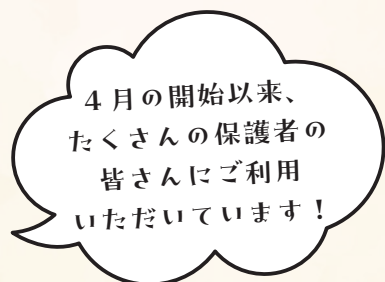
竜王町では保健師や家庭相談員などが妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援に努めています。ご家庭の悩みを一緒に考え、必要な支援に繋ぐサポートをします。ちょっとした悩みや困りごとを「ふんたすさすさ」

「誰か言いつらいつか分らない…」と思うたら、どなたでもお気軽にご相談ください。

在宅で育児をしている保護者の皆さん！ 一時預かり支援事業『すくすく』をご存知ですか？

ご自宅で乳幼児のお子さんをみているお母さん、お父さんが余裕をもって通院したり、学校行事に参加したり、自分の用事を済ませたいとき、また気分転換したいときなどに一時預かりをご利用ください。

リフレッシュしていただき、ゆったりとした気持ちで子育てができるようサポートします。



4月の開始以来、
たくさんの保護者の
皆さんにご利用
いただいています！



対象	町内在住で、どこの園にも属さない生後6か月から3歳までの お子さん(3歳になる年度末まで利用可)
場所	竜王町保健センター(2階)すくすくルーム、こどもひろば
利用日時	月曜日～金曜日 (祝日や年末年始など、こどもひろばの閉所日を除く) 午前の部/9:00～12:00 午後の部/13:15～16:15 ※お子さん1人につき、1回3時間以内、週に2回まで
定員	午前の部、午後の部ともに、おおむね3人
利用料	1時間あたり150円、1回につき教材費など50円
利用方法	①まずは利用登録をします。竜王町保健センターに利用登録申請書を提出してください。 ②町から承諾書が届いたら、利用の予約ができます。 ③利用希望日の3日前までに、保健センター2階「すくすく」窓口で予約してください。 ④当日、利用料などを現金で支払って、お子さんを預けます。
注意事項	●ミルク、飲み物、オムツ、昼寝布団など、必要なものは持参してください。 ●お子さんの体調の悪い場合は、ご遠慮ください。
問い合わせ先	健康推進課 こども家庭支援室 ☎58-1006

☎ 健康推進課 ☎58-1006